

議 第 2 2 号

旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市旅費に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合は、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加え、同項第 3 号中「職員が」の次に「退職し、又は」を、「場合において、」の次に「その職員又は」を加え、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項第3号中「勤続2年以上の」を削り、同条第3項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「同項の規定にかかわらず、同項」を「前項」に改め、同条第6項中「第2項及び第4項」を「、第2項、第4項及び第5項」に、「出張中交通機関等の事故」を「旅行中の天災その他規則で定める事情」に、「任命権者が」を「規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項及び前項」を「、第2項及び前2項」に、「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で任命権者が」を「のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して出張させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第12条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な

資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

第12条第4項中「第1項に規定する内訳書及び精算書」を「第2項の旅費内訳書及び旅費精算書」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項中「会計管理者」を「会計管理者等」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 会計管理者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第3項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合は、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

6 第1項の請求書若しくは資料又は第2項の旅費内訳書若しくは旅費精算書（以下「請求書等」という。）が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）をもって提出することができる。

7 前項の規定により請求書等の提出が電磁的方法により行われたときは、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第2条第1項第8号に規定する収支命令職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書等を提出したものとみなす。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、出張者においては、当該旅費の旅費内訳書（当該旅費内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）又は旅費精算書（当該旅費精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出により、前項に規定する請求書の提出に代えて旅費の支給又は精算の根拠とすることができる。

第 2 条 新潟県柏崎市旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を削る。

第 4 条第 1 項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改め、同条第 3 項中「第 5 条第 1 項若しくは第 2 項」を「次条第 1 項若しくは第 2 項」に、「旅行者」を「出張者」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第 4 項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「当該出張に関し必要な事項を記載し、これ」を「事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第 5 条第 1 項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第 6 条の見出し中「普通旅費」を「旅費」に改め、同条第 1 項中「普通旅費」を「旅費」に、「車賃、日当、宿泊料、食料及び交通費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第 4 項中「旅行運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第 5 項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「鉄道」の次に「（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。以下同じ。）」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第 6 項から第 9 項までを次のように改める。

- 6 宿泊費は、第 13 条の額を上限とした実費額により支給する。

ただし、同条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第14条に規定する費用の合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。  
第6条に次の2項を加える。

10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。  
第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第18条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条を第7条とする。

第9条の前の見出し並びに同条及び第10条並びに第11条を削る。

第12条を第8条とし、同条の次に次の4条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲

げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(特別職が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)

第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行

する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項第1号から第3号までに定める交通を利用する区間が2キロメートル未満の場合は、その他の交通費を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による移動の場合は、この限りでない。

第2章の章名を削る。

第13条から第18条までを次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び出張者の職務を勘案して別表に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次の各号のいずれかに該当するときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件で検索した場合において、選択できる宿泊施設が宿泊費基準額を超えるものに限られるとき。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第1

2条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円の定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。)を職員の新居住地に移転する場合は、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合は、同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第23条までを削る。

第24条第1号中「ただし、下級の運賃」を「運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合にあっては、最下級の運賃」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第2号中「別表第2に掲げる新潟県の宿泊料基準額」を「別表に掲げる宿泊費基準額」に、「定める宿泊料」を「定める宿泊費」に改め、同条を第19条とする。

第25条を削る。

第26条各号を次のように改める。

- (1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日に至る地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第26条を第20条とする。

第27条第1項中「前職」を「前職務」に改め、同条第2項後段を次のように改める。

この場合において、同順位者があるときは、年長者を先順位とする。

第27条第3項中「第23条第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に、「車賃及び食事料」を「航空賃及びその他の交通費」に改め、同条を第21条とし、第27条の2を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうち、これらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除

く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

第3章の章名を削る。

第28条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該出張」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合は、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第28条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第25条 会計管理者等は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合は、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項の給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第26条 人事課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各所属長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第29条を第27条とする。

附則第3項を削る。

別表第1を削る。

別表第2中「第18条、第24条」を「第13条、第14条、第19条」に、「宿泊料基準額」を「宿泊費基準額」に改め、同表備考中「新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例」の次に「（昭和31年条例第22号）」を加え、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同表を別表とする。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の新潟県柏崎市旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 3 新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「に規定する別表第1及び別表第2による特別職以外の職員の相当額」を「の規定に基づき支給する一般職の職員の旅費相当額」に改める。



新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年3月31日条例第9号）  
 ※公布日施行分

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合は、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 旅行役務提供者 旅行者（昭和三十七年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 帰住 職員が死亡した場合において、遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の</p>

改正後

月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族  
 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して出張させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅費の請求手続)

**第12条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合に

改正前

日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族  
 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号又は第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅費の請求手続)

**第12条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするものは、請求書の提出を省略することができる。この場合においては、当該旅費の旅費内訳書（以下「内訳書」という。）又は旅費精算書（以下「精算書」という。）の提出により、支給又精算の根拠とすることができるものとする。ただし、内訳書、精算書等の必要書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかになされた部分の金額の支給を受けることができない。

改正後	改正前
<p>において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにならなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、出張者においては、当該旅費の旅費内訳書（当該旅費内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）又は旅費精算書（当該旅費精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出により、前項の規定する請求書の提出に代えて旅費の支給又は精算の根拠とすることができる。</p> <p>3 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後5日以内に当該出張について第1項の規定による旅費の精算をしなければならぬ。</p> <p>4 会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、直ちに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>5 会計管理者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第3項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合は、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>6 第1項の請求書若しくは資料又は第2項の旅費内訳書若しくは旅費精算書（以下「請求書等」という。）が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）をもって提出することができる。</p> <p>7 前項の規定により請求書等の提出が電磁的方法により行われたときは、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第2条第1項第8号に規定する収支命令職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書等を提出したものとみなす。</p> <p>8 第2項の旅費内訳書及び旅費精算書の記載事項及び様式は、規則で定める。</p>	<p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後5日以内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならぬ。</p> <p>3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、直ちに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 第1項に規定する内訳書及び精算書の記載事項及び様式は、規則で定める。</p>

新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年3月31日条例第9号）  
 ※令和8年4月1日施行分

改正後	改正前
<p>(出張命令等)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令等によって行わなければならない。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(出張命令等)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p>	<p>3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p>
<p>4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める書類に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該出張者に通知しなければならない。ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、規則で定める書類に、規則で定める当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。</p>
<p>5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなければならぬ場合は、できるだけ速やかに出張命令書等と同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>より出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。</p>
<p>(出張命令等に従わない旅行)</p>	<p>(出張命令等に従わない旅行)</p>
<p><b>第5条</b> 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p><b>第5条</b> 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(旅費の種類)</p>	<p>(普通旅費の種類)</p>
<p><b>第6条</b> 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移動費とする。</p>	<p><b>第6条</b> 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食材料及び交通費とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</p>	<p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅行運賃により支給する。</p>
<p>5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条</p>	<p>5 車賃は、陸路（鉄道（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p>

改正後	改正前
<p>第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。)を除く。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p>	
<p>6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、同条第1号又は第2号の規定に該当する場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。</p>	<p>6 日当は、出張中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</p>
<p>7 包括宿泊費は、第14条に規定する費用の合計額により支給する。</p>	<p>7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの宿泊料基準額（地域の実情及び出張者の職務を勘案して定める額をいう。以下同じ。）を上限とした実費額により支給する。ただし、第18条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</p>
<p>9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</p>	<p>9 交通費は、県外旅行の場合において、県外における車賃に代えて、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</p>
<p>10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。</p>	
<p>11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</p>	<p>(特殊旅費の種類)</p> <p><b>第7条</b> 特殊旅費の種類は日額旅費、移転料及び扶養親族移転料とする。</p>
	<p>2 日額旅費は、第21条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p>
	<p>3 移転料は、任命権者が必要と認める者に対し、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給する。</p>
	<p>4 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p>
	<p>(旅費の計算)</p>
<p><b>第7条</b> 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第18条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によつた経路及び方法によって計算する。</p>	<p><b>第8条</b> 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>
	<p>(旅費計算上の旅行日数)</p>
	<p><b>第9条</b> 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない</p>

<p>(旅費の請求手続)  <b>第8条</b> (略)  2～8 (略)</p> <p>(鉄道賃)  <b>第9条</b> 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃  (2) 急行料金  (3) 座席指定料金  (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(特別職が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。</p>	<p>事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p><b>第10条</b> 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額又は宿泊料基準額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額又は宿泊料基準額による日当又は宿泊料を支給する。</p> <p>(年度の経過、職員の区分の変更に伴う旅費の計算)</p> <p><b>第11条</b> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職員の区分の変更のため鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びこれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)  <b>第12条</b> (略)  2～8 (略)</p>
--	---

(船賃)

**第10条** 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

**第11条** 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

**第12条** その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額により実費額にすることができない場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>第2章 旅費</b></p> <p style="text-align: center;">(鉄道賃)</p> <p><b>第13条</b> 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び座席指定料金（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）による。</u></p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか座席指定料金</u></p> <p style="text-align: center;">(船賃)</p> <p><b>第14条</b> 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。<u>以下この条において「運賃」という。）</u>、寝台料金及び座席指定料金による。</p>	<p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2. <u>前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>3. <u>第1項第1号から第3号までに定める交通を利用する区間が2キロメートル未満の場合は、その他の交通費を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による移動の場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(宿泊費)</p> <p><b>第13条</b> <u>宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び出張者の職務を勘案して別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次の各号のいずれかに該当するときは、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(1) <u>会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。</u></p> <p>(2) <u>公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件で検索した場合において、選択できる宿泊施設が宿泊費基準額を超えるものに限られるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(包括宿泊費)</p> <p><b>第14条</b> <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿</u></p>

改正後	改正前
<p>泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>	
<p>(宿泊手当)  <b>第15条</b> 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円の定額とする。</p>	<p>(航空賃)  <b>第15条</b> 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>
<p>(転居費)  <b>第16条</b> 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p>	<p>(車賃)  <b>第16条</b> 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額によるものとする。</p>
<p>(着後滞在費)  <b>第17条</b> 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p>	<p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>3 車賃は、全路程を通過して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p> <p>4 車賃は、路程4キロメートル未満の場合は支給しない。</p>
<p>(家族移転費)</p>	<p>(日当)  <b>第17条</b> 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、日帰りの県内旅行又は市内旅行の場合は、日当を支給しない。</p>

改正後

- 第18条** 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。
- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合は、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合は、同号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情がある場合は、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

改正前

- 第18条** 宿泊料は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第2に掲げる宿泊料基準額と現に支払った費用の額を比較し、いずれか少ない額とする。
- 2 現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると出張命令権者が認めるときは、前項の額によらず当該宿泊に要する費用の額とする。
- (食事料)
- 第19条** 食事料の額は、別表第1の定額による。
- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。
- (交通費)
- 第20条** 交通費の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の交通費で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額によるものとする。
- (日額旅費)
- 第21条** 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。
- (移転料)
- 第22条** 移転料の額は、次に掲げる額による。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、次に掲げる額にかかわらず、移転に係る実費の範囲内で市長が必要と

<p>(市内旅行の旅費)</p> <p><b>第19条</b> 市内旅行について、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃）及びその他の交通費の実費</p>	<p>認める額を支給することができる。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p><b>第23条</b> 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ロ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食事料の3分の1に相当する額</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の在勤地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び食事料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(市内旅行の旅費)</p> <p><b>第24条</b> 市内旅行について、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃（ただし、下級の運賃）及び車賃の実費</p>
---	---

改正後	改正前
<p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表に掲げる宿泊費基準額の範囲内で規則で定める宿泊費</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><b>第20条</b> 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日に至る地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><b>第21条</b> 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。この場合において、同順位者があるときは、年長者を先順位とする。</p>	<p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表に掲げる新潟県の宿泊料基準額の範囲内で規則で定める宿泊料</p> <p>(市外の同一地域内の旅行の旅費)</p> <p><b>第25条</b> 市外の同一地域（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）内における旅行については鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道60キロメートル、水路45キロメートル又は陸路30キロメートル以上の旅行の場合には第13条、第14条及び第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が日当の定額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><b>第26条</b> 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日に至る地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><b>第27条</b> 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。同順位者があるときは、年長者を先にする。</p>

改正後

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第18条第1項第1号の規定に準じて計算した通勤地から居住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第22条 (略)

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費 (家族移転費のうち、これらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2. 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費 (宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費 (宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、出張者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合は、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

改正前

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した通勤地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料ととする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第27条の2 (略)

第3章 雑則

(旅費の調整)

第28条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 嘱託等の旅費については、その職務の地位等を考慮しこの条例の定める基準を超えない範囲で別に定める。

改正後

改正前

**第25条** 会計管理者等は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合は、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項の給与の種類は、規則で定める。

(監督)

**第26条** 人事課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各所属長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(実施規定)

**第27条** (略)

附 則

1・2 (略)

3 旅行に係る船賃の額については、当分の間、第14条第1項第1号中「上級の運賃」とあるのは「中級の運賃」と、「中級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用する。

(実施規定)

**第29条** (略)

附 則

1・2 (略)

3 旅行に係る船賃の額については、当分の間、第14条第1項第1号中「上級の運賃」とあるのは「中級の運賃」と、「中級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用する。

**別表第1** (第17条、第19条、第20条関係)

旅行の旅費  
 日当、食事料及び交通費

区分	日当 (1日につき)		食事料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)
	県内	県外		
特別職の職員	1,500円	3,000円	2,600円	1,500円

改正後

改正前

特別職以外の職員	1, 100円	2, 200円	2, 200円	1, 000円
----------	---------	---------	---------	---------

備考

市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）別表1に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の普通旅費は、これら上位者と同額の旅費を支給する。

別表（第13条、第14条、第19条関係）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	特別職の職員	特別職以外の職員
(略)		

備考

市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）別表1に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の宿泊費は、これら上位者と同額の宿泊費を支給する。

別表第2（第18条、第24条関係）

区分	宿泊料基準額（一夜につき）	
	特別職の職員	特別職以外の職員
(略)		

備考

市長、副市長、固定資産評価員、教育長、議会議員及び新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例別表1に掲げる旅費の額が特別職の職員の旅費相当額を支給される特別職の職員に随伴する場合の宿泊料は、これら上位者と同額の宿泊料を支給する。

別表第3（第22条関係）

移転送料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上
特別職の	126, 000円	144, 000円	178, 000円	220, 000円	292, 000円

改正後		改正前			
職員					
特別職以外の職員	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円
<p>備考            路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。</p>					

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年12月25日条例第38号）

改正後	改正前
<p>(費用弁償)  <b>第14条</b> (略)            2 前項の規定により支給する旅費の額は、新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年条例第9号）の規定に基づき支給する一般職の職員の旅費相当額とする。</p>	<p>(費用弁償)  <b>第14条</b> (略)            2 前項の規定により支給する旅費の額は、新潟県柏崎市旅費に関する条例（昭和29年条例第9号）の規定する別表第1及び別表第2による特別職以外の職員の相当額とする。</p>